

携帯電話と子どもの関係に係る対応方針と具体的実現方法等について

対応方針	具体的実現方法の例	問題点の例
1 現状追認	現状の教育・意識啓発活動を継続する（現在は過渡期であり、弊害や被害がみられるものの、現状の取組を継続することによって落ち着いてくるとの考え方に基づく）。	・子ども達の現状及び将来を考えると、現状のままが良いのか？
2 携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害の防止に関する教育、意識啓発	<p>(1) 学校教育の強化 携帯電話が子どもにもたらす弊害や被害の防止に向けた取組みの強化 学校への携帯電話の持込みを原則として認めない方針を明確にして必要な対応をする。 例外的に学校への携帯電話の持込みを認める場合には、校内での使用を原則として認めない方針を御明確にして必要な対応をする。</p> <p>(2) 学校教育、PTA等との連携による家庭教育の推進 携帯電話の利用に関する約束ごとをつくるなど家庭内での取組みを推進する。 ・使うべき場所や時間の徹底、使用料金の上限設定などを内容とする「ケータイ使用の何箇条」の作成、普及 携帯電話の使用上の留意事項等を家庭教育手帳の中に記載する。</p> <p>(3) 事業者に対する啓発 売場職員をはじめとする事業者への研修、リーフレットを作成、配布し、購入者に適切な説明をする。 携帯電話本体に「有害情報、迷惑メールに気をつけましょう」等の記載を付したものを販売する。</p> <p>(4) 地域における取組み 弊害や被害の防止に関して大々的に宣伝するネット安全運動の展開、浸透。</p>	<p>・関心の低い保護者等の参加をいかにして確保するか。</p> <p>・教育の成果を実際の行動に結びつけるためには更なる工夫等が必要ではないか？</p> <p>・学校への持ち込み禁止について、登下校時の行動をいかにして把握、管理するか。</p> <p>・事業者の取組みの費用をどのようにして確保するか。</p>
3 子どもが利用するにふさわしい携帯電話しか持たせない仕組みの構築(利用者側の措置)	<p>(1) 「通話機能のみ」、「通話・メール送受信機能のみ」、「フィルタリング利用」等、年齢等に応じた携帯電話の機能の制限についての考え方を明確にする。</p> <p>(2) (1)の考え方に沿って、子どもが携帯電話を利用する上でのルールを確立する（携帯電話の販売業者、通信事業者、保護者等に対する義務づけ等の関係法令の整備、関係事業者による自主規制の促進等）。</p> <p>(3) (1)の考え方に基づく全国標準規格、品質優良表示(マル適マーク)等の共同開発・普及促進を図る。</p> <p>(4) (1)～(3)に関する教育・広報啓発活動を促進する。</p>	<p>・この場合の子どもとは何歳までとするか？</p> <p>・様々な販売業者が携帯電話を取り扱っている中で、いかに実効性を担保するか。</p> <p>・関係事業者が一体となって取り組む仕組みをいかにして確保するか（4・5共通）。</p>
4 子どもに見せたくない情報を携帯電話に流さないようにする仕組みの構築(発信者側の措置)	<p>(1) どのような情報が子どもに見せたくないものかについての考え方を明確にする。</p> <p>(2) 子どもが利用する携帯電話に、見せたくない情報を流さない仕組みをつくる（サイト管理者、プロバイダ等に対する義務づけ等の関係法令の整備、年齢確認の徹底、自主規制の促進、ホットラインの適切な運用等）。</p> <p>(3) 大人が利用する携帯電話にも、子どもに見せたくない情報を流さない仕組みをつくる。</p> <p>(4) (1)～(3)に関する教育・広報啓発活動を促進する。</p>	<p>・子どもに見せたくない情報についての考え方を明確にできるか？</p> <p>・サイト管理者等の把握困難な中で、いかに実効性を担保するか。</p>
5 子どもに携帯電話を持たせない仕組みの構築	<p>(1) 何歳以下の子どもを持たせてはいけないかについての考え方を明確にする。</p> <p>(2) (1)の考え方に沿って、子どもが携帯電話を所持できない仕組みをつくる（携帯電話の販売業者の販売規制、通信事業者によるサービス提供規制、保護者等に対する義務づけ等の関係法令の整備、関係事業者による自主規制の促進、校則の整備等）。</p> <p>(3) (1)・(2)に関する教育、広報啓発活動を促進する。</p>	<p>・多くの子どもが携帯電話を所持している現状において、いかに実効性を担保するか。</p> <p>・最近のキッズ携帯はGPS、ブザー等の防犯機能を有することについてどう評価するか。</p>